

# **有価証券届出書の訂正届出書**

**野村不動産オフィスファンド投資法人  
( 13087 )**

# 有価証券届出書の訂正届出書

関東財務局長 殿

平成16年5月10日提出

発 行 者 名 : 野村不動産オフィスファンド投資法人  
代表者の役職氏名 : 執行役員 秋山 安敏  
本店の所在の場所 : 東京都新宿区西新宿八丁目5番1号  
事務連絡者氏名 : 野村不動産投信株式会社  
ファンドマネジメントグループリーダー 緒方 敦  
連絡場所 : 東京都新宿区西新宿八丁目5番1号  
電話番号 : 03-3365-0507

## 届出の対象とした募集及び売出し

募集及び売出内国投資証券  
に係る投資法人の名称 : 野村不動産オフィスファンド投資法人  
  
募集及び売出内国投資証券  
の形態及び金額 形態 : 投資証券  
: 発行価額の総額 : 一般募集 19,866,000,000円  
売出価額の総額 : オーバーアロットメントによる売出し  
617,400,000円  
(注) 今回の募集の方法は、引受人が発行価額にて買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行  
価格)で一般募集を行うため、一般募集における発行価格の総額(20,580,000,000円)は上記の  
金額とは異なります。

## 安定操作に関する事項

1. 今回の募集及び売出しに伴い、本投資法人の発行する上場投資証券について、市場価格の動向に応じ  
必要があるときは、証券取引法施行令第20条第1項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。
2. 上記の場合に安定操作取引が行われる取引所有価証券市場を開設する証券取引所は、株式会社東京証  
券取引所です。

## 有価証券届出書の訂正届出書の写しを縦覧に供する場所

名 称 所 在 地  
株式会社東京証券取引所 東京都中央区日本橋兜町2番1号

( 本書面の枚数 表紙共6枚 )

## . 有価証券届出書の訂正届出書の提出理由

平成 16 年 4 月 19 日提出の有価証券届出書の記載事項のうち、平成 16 年 5 月 10 日開催の役員会において発行価格及び売出価格等が決定されましたので、これらに関連する事項を訂正するため、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

## . 訂正事項

### 第一部 証券情報

第 1 内国投資証券（投資法人債券を除きます。）	1
1. 募集内国投資証券	1
(3) 発行数	1
(4) 発行価額の総額	1
(5) 発行価格	1
(8) 申込期間	1
(11) 払込期日	2
(13) 手取金の使途	2
(14) その他	2
2. 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）	3
(3) 売出数	3
(4) 売出価額の総額	4
(5) 売出価格	4
(8) 申込期間	4
(11) 受渡期日	4

\_\_\_\_\_ 罫の部分は訂正部分を示します。

# 第一部 証券情報

## 第1 内国投資証券（投資法人債券を除きます。）

### 1. 募集内国投資証券

#### （3）発行数

<訂正前>

35,000 口

(注) 後記「2. 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、本「1. 募集内国投資証券」に記載の募集（以下「一般募集」といいます。）に当たり、一般募集とは別に、その需要状況等を勘案した上で、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から1,050 口を上限として借入れる本投資証券の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行う場合があります。

<訂正後>

35,000 口

(注) 後記「2. 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）」に記載のとおり、本「1. 募集内国投資証券」に記載の募集（以下「一般募集」といいます。）に当たり、一般募集とは別に、その需要状況等を勘案した結果、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から借入れる本投資証券 1,050 口の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」といいます。）を行います。

#### （4）発行価額の総額

<訂正前>

21,630,000,000 円

(注) 後記「(14) その他 / 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(14) その他 / 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。発行価額の総額は、有価証券届出書提出時における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

19,866,000,000 円

(注) 後記「(14) その他 / 引受け等の概要」に記載のとおり、上記の発行価額の総額は、後記「(14) その他 / 引受け等の概要」に記載の引受人（以下「引受人」といいます。）の買取引受けによる払込金額の総額です。

#### （5）発行価格

<訂正前>

未定

(注1) 発行価格決定日（注2に定義します。）における株式会社東京証券取引所の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（1円未満端数切捨て）を仮条件とします。

(注2) 上記仮条件により需要状況等を勘案した上で、平成16年5月10日（月）から平成16年5月12日（水）までの間のいずれかの日（以下「発行価格決定日」といいます。）に一般募集における価額（発行価格）及び申込証拠金を決定し、併せて発行価額（本投資法人が引受人より1投資口当たりの新投資口払込金として受け取る金額）を決定します。

(注3) 後記「(14) その他 / 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注4) 一般募集の対象となる本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成16年5月1日（土）とします。

<訂正後>

588,000 円

(注1) 後記「(14) その他 / 引受け等の概要」に記載のとおり、発行価格と発行価額（引受価額）とは異なります。発行価格と発行価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

(注2) 一般募集の対象となる本投資証券に対する金銭の分配の起算日は、平成16年5月1日（土）とします。

(注1、2) の全文削除及び(注3、4)の番号変更

#### （8）申込期間

<訂正前>

平成16年5月13日（木）から平成16年5月17日（月）まで

(注) 申込期間については、上記のとおり内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記申込期間については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成16年4月26日（月）から平成16年5月12日（水）までを予定していますが、実際の発行価格及び申込証拠金の決定期間は、平成16年5月10日（月）から平成16年5月12日（水）までを予定しています。従いまして、申込期間が最も繰り上がった場合は、「平成16年5月11日（火）から平成16年5月13日（木）まで」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成16年5月11日（火）から平成16年5月13日（木）まで

(注) の全文削除

## (11) 払込期日

<訂正前>

平成 16 年 5 月 20 日(木)

(注) 払込期日については、上記のとおり内定していますが、発行価格決定日において正式に決定する予定です。なお、上記払込期日については、需要状況等を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況等の把握期間は、最長で平成 16 年 4 月 26 日(月)から平成 16 年 5 月 12 日(水)までを予定していますが、実際の発行価格及び申込証拠金の決定期間は、平成 16 年 5 月 10 日(月)から平成 16 年 5 月 12 日(水)までを予定しています。従いまして、払込期日が最も繰り上がった場合は、「平成 16 年 5 月 18 日(火)」となることがありますのでご注意ください。

<訂正後>

平成 16 年 5 月 18 日(火)

(注) の全文削除

## (13) 手取金の使途

<訂正前>

一般募集における手取金(21,630,000,000 円)については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金(上限 648,900,000 円)と併せて、後記「第二部 発行者情報 / 第 1 投資法人の状況 / 2. 投資方針 / (2) 投資対象 / 今後取得予定の資産及び既に取得済みの資産の概要 / A. 今後取得予定の資産の概要」に記載の、本投資法人が取得を予定している不動産を裏付けとする信託の受益権を取得するための資金及び借入金の返済等に充当します。

(注) 上記の手取金は、有価証券届出書提出における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

一般募集における手取金(19,866,000,000 円)については、一般募集と同日付をもって決議された第三者割当による新投資口発行の手取金(上限 595,980,000 円)と併せて、後記「第二部 発行者情報 / 第 1 投資法人の状況 / 2. 投資方針 / (2) 投資対象 / 今後取得予定の資産及び既に取得済みの資産の概要 / A. 今後取得予定の資産の概要」に記載の、本投資法人が取得を予定している不動産を裏付けとする信託の受益権を取得するための資金及び借入金の返済等に充当します。

(注) の全文削除

## (14) その他

<訂正前>

### 引受け等の概要

以下に記載する引受人は、発行価格決定日に決定される予定の発行価額(引受価額)にて本投資証券の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額(発行価格)で募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額と同額を本投資法人へ払込み、発行価格の総額と発行価額の総額との差額は、引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対し引受手数料を支払いません。

名称	住所	引受投資口数
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号	
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号	
U B S 証券会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号	
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	
三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号	
U F J つばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号	
コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目 8 番 12 号	
高木証券株式会社	大阪市北区梅田一丁目 3 番 1 - 400 号	
合 計		35,000 口

(注 1) 引受投資口数及び引受けの条件は、発行価格決定日に決定する予定です。

(注 2) 本投資法人及び野村不動産投信株式会社は、発行価格決定日に引受人ととの間で新投資口引受契約を締結する予定です。

(注 3) 上記引受人は、引受人以外の証券会社に本投資証券の販売を委託することができます。

(後略)

<訂正後>

#### 引受け等の概要

以下に記載する引受人は、平成 16 年 5 月 10 日（以下「発行価格決定日」といいます。）に決定された発行価額（引受価額）（1 口当たり 567,600 円）にて本投資証券の買取引受けを行い、当該発行価額と異なる価額（発行価格）（1 口当たり 588,000 円）で募集を行います。引受人は、払込期日に発行価額の総額と同額を本投資法人へ払込み、発行価格の総額と発行価額の総額との差額（1 口当たり 20,400 円）は、引受人の手取金となります。本投資法人は、引受人に対し引受手数料を支払いません。

名称	住所	引受投資口数
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 9 番 1 号	22,750 口
メリルリンチ日本証券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目 4 番 1 号	4,550 口
日興シティグループ証券株式会社	東京都港区赤坂五丁目 2 番 20 号	4,375 口
U B S 証券会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	875 口
大和証券エスエムビーシー株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目 8 番 1 号	525 口
みずほ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 5 番 1 号	525 口
三菱証券株式会社	東京都千代田区丸の内二丁目 4 番 1 号	525 口
U F J つばさ証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目 1 番 3 号	525 口
コスモ証券株式会社	大阪市中央区今橋一丁目 8 番 12 号	175 口
高木証券株式会社	大阪市北区梅田一丁目 3 番 1 - 400 号	175 口
合 計		35,000 口

（注1）本投資法人及び野村不動産投信株式会社は、発行価格決定日に引受人との間で新投資口引受契約を締結しました。

（注2）上記引受人は、引受人以外の証券会社に本投資証券の販売を委託することがあります。

（注1）の全文削除及び（注2、3）の番号変更

（後略）

## 2 . 売出内国投資証券（オーバーアロットメントによる売出し）

### （3）売出数

<訂正前>

1,050 口

（注）オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 募集内国投資証券」に記載する一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した上で、一般募集とは別に、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から 1,050 口を上限として借り入れる本投資証券の売出です。上記売出数はオーバーアロットメントによる売出しの上限口数を示したものであり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しのものが中止される場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記本投資法人の投資主から借り入れた本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の返還に必要な本投資証券を取得させるために、本投資法人は平成 16 年 4 月 19 日（月）開催の本投資法人役員会において、野村證券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口 1,050 口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から起算して 30 日目の日の 2 営業日後の日を払込期日（以下「本件第三者割当の払込期日」といいます。）として行うことを決議し、平成 16 年 4 月 19 日（月）に有価証券届出書を関東財務局長に提出しています。

また、野村證券株式会社は、一般募集及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から本件第三者割当の払込期日の 5 営業日前までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）借入投資証券の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、その口数の全てが借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

<訂正後>

1,050 口

(注) オーバーアロットメントによる売出しは、前記「1. 募集内国投資証券」に記載する一般募集に当たり、その需要状況等を勘案した結果、一般募集とは別に、一般募集の主幹事会社である野村證券株式会社が本投資法人の投資主から借り入れる本投資証券 1,050 口の売出しです。

なお、オーバーアロットメントによる売出しに際し、野村證券株式会社が上記本投資法人の投資主から借り入れた本投資証券（以下「借入投資証券」といいます。）の返還に必要な本投資証券を取得させるために、本投資法人は平成 16 年 4 月 19 日（月）及び平成 16 年 5 月 10 日（月）開催の本投資法人役員会において、野村證券株式会社を割当先とする本投資法人の投資口 1,050 口の第三者割当による新投資口発行（以下「本件第三者割当」といいます。）を、平成 16 年 6 月 15 日（火）を払込期日として行うことを決議し、平成 16 年 4 月 19 日（月）に有価証券届出書を、平成 16 年 5 月 10 日（月）に有価証券届出書の訂正届出書をそれぞれ関東財務局長に提出しています。

また、野村證券株式会社は、平成 16 年 5 月 14 日（金）から平成 16 年 6 月 8 日（火）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」といいます。）借入投資証券の返還を目的として、東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る口数を上限とする本投資証券の買付け（以下「シンジケートカバー取引」といいます。）を行なう場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により買付けた本投資証券は、その口数の全てが借入投資証券の返還に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る口数に至らない口数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

（後略）

（4）売出価額の総額

<訂正前>

672,000,000 円

(注) 売出価額の総額は、有価証券届出書提出時現在における時価を基準として算出した見込額です。

<訂正後>

617,400,000 円

(注) の全文削除

（5）売出価格

<訂正前>

未定

(注) 売出価格は、前記「1. 募集内国投資証券 / (5) 発行価格」に記載の発行価格と同一の価格とします。

<訂正後>

588,000 円

(注) の全文削除

（8）申込期間

<訂正前>

平成 16 年 5 月 13 日（木）から平成 16 年 5 月 17 日（月）まで

(注) 上記申込期間については、前記「1. 募集内国投資証券 / (8) 申込期間」に記載の一般募集の申込期間と同一とします。

<訂正後>

平成 16 年 5 月 11 日（火）から平成 16 年 5 月 13 日（木）まで

(注) の全文削除

（11）受渡期日

<訂正前>

平成 16 年 5 月 21 日（金）

(注) 上記受渡期日については、前記「1. 募集内国投資証券 / (11) 払込期日」に記載の一般募集の払込期日の翌営業日とします。

<訂正後>

平成 16 年 5 月 19 日（水）

(注) の全文削除